

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、プレス工として就労していた。

請求人によると、入社間もない頃、同僚から「請求人のにおいて気分が悪くなった」などと言われ、その後エアガンを向けられたり、請求人がいかにも臭いというような態度をとられたという。また、平成〇年〇月頃からは別の同僚からライン作業において製品を投げつけられたり、あえて製品の向きを揃えず置かれたりして請求人が不良品を出してしまうような嫌がらせを受け、会社に相談しても何の改善もされず、平成〇年〇月〇日から出勤することができなくなったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し「抑うつ神経症」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、主治医の意見、請求人の症状経過及び診療録等を検討したうえで、請求人は、平成〇年〇月下旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したと述べており、当審査会としても、請求人の発病の経緯、症状経過等からみて、D医師の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

評価期間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特

別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外の出来事」について

請求人は、評価期間において業務における心理的負荷となった出来事として、①請求人の作業服のにおいによって同僚から嫌がらせを受けたこと、②請求人のフォークリフトの運転について同僚からバカにされたこと、③平成〇年〇月〇日に同僚と口論になったこと等を主張しているため、以下検討する。

(ア) 上記①の出来事について、請求人は、平成〇年〇月〇日にEから、請求人の作業服の柔軟剤のにおいによって、体調が悪くなったとの苦情を言われて、その後、エアガンに向けられたり、請求人がいかにも臭いというような態度をとられるなど、いじめ、嫌がらせを受けた旨述べている。

この点、Eは、「請求人からきついにおいが突然出てきました。しばらくは何も言わずに仕事をしましたが、エアコンをかけて窓を閉め切って作業していたこともあって、何日か後に頭が痛くなりました。私は請求人に香水のにおいがきついですと言ったところ、請求人からは『柔軟剤のにおいだ』と返事がありました。私は何とかしてくださいと言いましたが請求人から返事はありませんでした。私はこの日一日中体調が悪く、思うように仕事ができませんでした。私は自分が言っても変わらないと考え、Fに請求人に柔軟剤を改善するよう話してほしいと頼みました。Fは請求人に話してくれたようですが、何日か後に私に『我慢してほしい』と言いました。」旨述べており、請求人がEから作業服のにおいについて苦情を言われた事実は認められるものの、Eは、「毎年花粉症の症状がひどくマスクしているが、柔軟剤のにおいを防ぐためにマスクしていた記憶はありません。私は、作業中に金型に付いたほこりや細かい鉄くずをエアガンを使って払い落とします。その際、自分の顔や作業服に付いたほこり、さらに空気中に舞ったほこりや鉄くずも遠くへ払います。エアガンを請求人に向けたことは一度もありません。」旨述べており、また、Fは、「Eから『請求人の服のにおいがきついんだけど』と私に相談がありました。私も口には出しませんが、請求人のにおいがきついと思っていました。私はEから相談を受けた時期と、もともとマスクを着けていた時期が重なったのではないかと考えています。請求人の服のにおいを防ぐためにEがマス

クをしていたのではないと思っています。」と述べていることから、Eが請求人に対していじめや嫌がらせを目的として請求人に対して苦情を述べ、またマスクをしていたものとは認められない。

(イ) 上記②の出来事について、請求人は、平成〇年〇月に、苦手としていたフォークリフトの運転のことで、Eから「リフトの免許持ってるんだね。じゃあ、金型取ってきて。」と言われて、請求人が「リフトの免許を取ったばかりだから乗れない。」と答えると、「この会社ではリフトに乗れないと仕事にならん。リフトに乗れ。」と強い口調で命令された旨を述べている。また、その後、請求人がフォークリフトを運転したところ、Fから「リフトでどこまで行ってたの。Gまで行っていたかと思ったわ。遅いからどこまで行ったかと思ったわ。」と笑いながら言われ、Hにも笑われたと述べている。

この点、Eは、「これは平成〇年の秋ごろではなく、請求人が入社した平成〇年〇月から〇か月位たったころの出来事だった。」旨述べており、事実、請求人は、平成〇年〇月にフォークリフトの免許を取っていることから、当該出来事は、入社後間もない頃の出来事と推認され、評価期間における出来事とは認められない。なお、Fは、「私自身は何も覚えていません。」と述べており、フォークリフトの運転についてF、Hから笑われたとする事実を確認することができないところ、仮に、評価期間において、請求人の述べているような出来事があったとして、認定基準別表1の「同僚とのトラブルがあった。」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて評価したとしても、当審査会は、その心理的負荷の総合評価は「弱」であるものと判断する。

(ウ) 上記③の出来事について、請求人は、平成〇年〇月〇日午前に、Eから作業中にいきなり大声ですごまれ、怒鳴られる等の嫌がらせを受けた旨述べている。

この点、Eは、「その時私は興奮していたこともあって、詳しいやりとりは覚えていませんが、私は請求人が本来やらしてもらわないといけない仕事をしないことに我慢できず、何かの出来事がきっかけで請求人に怒鳴ってしまったことは事実です。請求人がいつまでたっても仕事で必要な知識を身につけようとする努力があまり感じられず、積極的に仕事に取り組む

姿勢が窺がえなかったため、結果として自分の中で鬱積していたものが爆発してしまったと考えます。」と述べており、Fは、「請求人とEの間がうまくいっていなかったため、請求人と話をしました。請求人とEの2人で3台のプレスを使いこなしてほしいと思っていたが、請求人は日頃から会社を休みがちだったため、Eにかなり負担がかかっていた。」と述べていることから、請求人の仕事ぶりに関して、Eと請求人が口論したことは事実であると認められる。そこで、この出来事を、認定基準別表1の「同僚とのトラブルがあった。」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて評価すると、お互いの仕事に対する姿勢等の違いから生じる確執があったと推認されるも、感情的な口論となったのは同年〇月〇日のみであり、当審査会としては、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

(エ) さらに、請求人は、入社して〇か月位たった頃に、Fから、「請求人は、お父さんを〇で殺したんじゃないか。」と言われ、また、平成〇年〇月から〇月にかけては、金型の破損についてIから朝礼で名指しされたと述べている。

この点、Fは、「当時、私は請求人の父親が亡くなっていたことは聞いておらず、請求人が申し立てているようなことは話していない。」と述べており、Iは、「金型の破損があった部署には話しますが、だれが破損させたのかは話していません。」と述べている。仮に、請求人が主張するのとおり、こうした言動が行われたことが事実であったとしても、評価期間の前の出来事であり、本件疾病の発病に関する出来事として評価することはできない。

(オ) その他、請求人は、平成〇年〇月〇日Cクリニックに受診し、翌日会社に出勤し、Jに診断書を提出したが受け取りを拒否されたこと、同年〇月〇日に配置転換したが、その後も同僚から嫌がらせを受け、不良品に対する不適合品対策書を書かされたこと、平成〇年〇月〇日にJから退職を強要されたこと等も主張している。

これらの主張については、決定書理由に説示のとおり、仮に、こうした出来事があったとしても、いずれも、本件疾病の発病後の出来事であると認められ、本件疾病の発病に関する出来事として評価することはできない

ものと判断する。

なお、念のために、これらの主張事実も含め、本件疾病の発病後の出来事についてみたところ、決定書理由に説示のとおり、認定基準別表1の「特別な出来事」には該当しないものと判断する。

ウ したがって、評価期間において、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」である出来事が認められるが、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らないものであり、決定書理由に説示のとおり、評価期間において、請求人の恒常的長時間労働は認められないことから、当審査会としては、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、また、仮に、請求人の本件疾病が発病後に悪化していたとしても、業務上の事由により悪化したとは認められないものと判断する。

(4) なお、請求人は、当審査会に対して再調査を実施するよう主張しているが、当審査会において審理の対象とするのは、本件疾病が業務上の事由によるものと認められるか否かであって、上記のとおり、慎重な検討の結果、本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められないことから、当審査会は、その必要を認めず、請求人の主張を採用することはできない。

また、請求人のそのほかの主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。